

## 死亡牛を搬出する際にご確認ください (その牛、BSE検査をうけるのかな?)

本年3月に家畜衛生情報 No. 20号で皆様にお知らせしておりましたBSE検査の月齢変更(4月1日から)について、今般、県内においてBSE検査対象牛が検査をせず化製処理された事例が確認されました。そこで再度、検査対象牛についてお知らせいたします。 **通常の死亡牛は96か月齢以上がBSE検査対象になりますが、**

### 48か月齢以上 96か月齢未満でも BSE検査が必要な牛は以下のとおりです

- ① 生前に歩行困難、起立不能や神経症状を呈する疾病と診断されたもの  
(関節炎、蹄病、骨折、筋断裂などが歩行起立困難の理由であるものを除く)  
(例) 低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群、  
神経麻痺、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症 など
- ② 家畜伝染病や届出伝染病にかかっていたもの  
(例) 牛白血病、牛ウイルス性下痢粘膜病、アカバネ病、気腫疽、  
破傷風 などの届出伝染病

近年、増加傾向にある牛白血病と診断された牛は、48か月齢以上がBSE検査対象になりますのでご注意ください。

**判断に困ったときは家畜保健衛生所までご連絡ください!**

下北地域県民局地域農林水産部

平日: 0175-22-1254

むつ家畜保健衛生所

夜間・休日: 090-5841-6810

(FAX: 0175-22-1259)